

江戸前期、石見国浜原村の景観復原の試み

The reintegration of the landscape of the settlement with small town in the early Edo period; in the case of Hamahara Village in the Iwami Province

原田 洋一郎¹⁾

Yoichiro Harada¹⁾

要旨：本稿では、慶長期の検地帳等を資料として、雲石国境に位置し、江川水運の拠点のひとつでもあった「町」をもつ浜原集落の景観復原を試みた。浜原では、慶長期の検地の時点では、すでに現在とほぼ同じ範囲に町が広がっていたこと、ある程度計画的な町建てが施されたが、身分や職種による住み分けはおこなわれず、さまざまな階層が混住していたと考えられること、江戸前期における町の指導的立場の者は、中世末期の領主の配下や有縁の者であった例が多くみられたことなどが明らかになった。

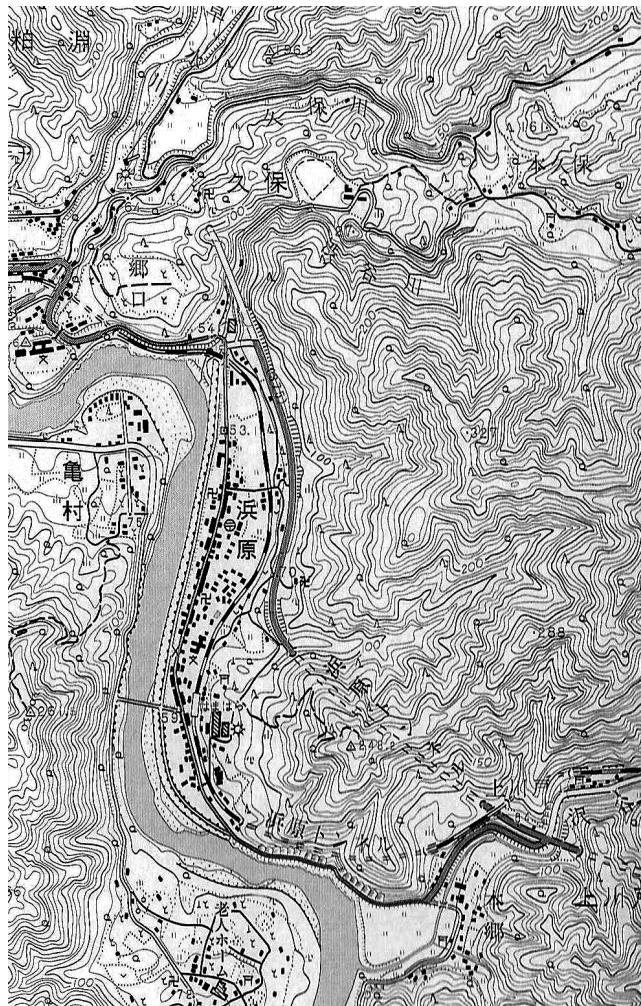
キーワード：石見国、浜原村、景観復原

1. はじめに

筆者は、鉱山の盛衰に伴う地域変化に関心を持ち、石見銀山の本格的な開発による新たな地域形成がどのように展開したかを明らかにするべく検討を進めてきた。これまでに、その一環として、江戸期における石見銀山を中心とした物流の拠点であった「町」をもつ村の例として、邇摩郡荻原村（現大田市水上町荻原）や邇摩郡西田村（現大田市温泉津町西田）などを対象に、江戸期におけるその集落景観や社会構成の復原をおこなった[1]。そうして、それらの「町」では、主要道に沿った短冊状の地割りがなされていたこと、町の入り口の番所など管理に関わる施設が置かれていたことや、かつては在地領主の拠点などとして一定の地域の中心地的な性格を有していた「町」が、銀山の本格的開発以降、銀山をめぐる交通・流通網のなかに組み込まれたと考えられることなどを指摘することができた。もっとも、これまでの検討においては、集落景観の復原に際して、明治期の地籍図に描かれた地割りを主な資料とし、断片的な史料や伝承、他地域における情報等を援用した推論に多くを頼るなど、必ずしも十分な確証を得るに至ったとはいがたいところがあった。

また、荻原村と西田村の例を比較してみただけでも、銀山の本格的開発以前の状況や変容のあり方は決して一様ではなかった。このことからうかがわれるよう、場所による展開の差異を十分に考慮しつつ、銀山周辺地域の変容を構造的に把握するために、さらに多様な事例についての検討の成果を蓄積することが必要である。

こうしたことから、本稿では、浜原集落（現島根県邑智郡美郷町浜原）を対象に、慶長期の検地帳を主な資



第1図 研究対象地域

（国土地理院発行 2万5千分の1地形図「石見小原」〔原寸〕を使用）

1)東京都立産業技術高等専門学校 ものづくり工学科、一般科目

料として、江戸前期におけるその景観と社会構成について検討することを目的とする。

浜原集落は、三次と江津を結ぶ江川水運や、石見と出雲を結ぶ陸路の結節点にあたり、江戸期には石見銀山と尾道を結ぶいわゆる銀山街道上の宿場でもあった。近代以降も、この地における鉄道の発達以前の時代を中心に、交通の要地として繁栄したことが知られている。文禄期の石見国の状況を描いたとされる絵図に、「上ミさわのはまはら」と記された付近に「町」という表記があるなど、そうした性格は江戸期以前に、すでに形成されていたことがうかがわれる[2]。

浜原集落に関しては、慶長期の検地帳が遺されている。この検地帳を用いることにより、中近世移行期の景観についてのより詳細な検討が可能となるとともに、明治期の地籍関係資料を用いた復原の有効性について、改めて検証することができると期待される。

2. 浜原村の検地帳

まず最初に、本稿で基本的な史料として用いる、中村久左衛門家（江津市桜江町大貫）に所蔵されている浜原村の検地帳についてみておくことにしよう[3]。中村家に所蔵された浜原村の検地帳は、全部で9冊ある。うち、1冊は1798（寛政10）年の新田検地帳（「石見国邑智郡浜原村新田検地帳」）であるが、残りの8冊には、いずれも「慶長七年」の年号がある。その態様から原本と考えられるのは、3冊のみであり、残りのものはいずれも後世の写本である。

原本とみられる3冊のうち、2冊は「石州邑智郡上澤郷内濱原村御検地帳」と題されている。「一番」と付された帳面の表紙には8月21日、「二番」には8月22日の日付がある。「三番」の帳面は8月23日付であるが、「石州邑智郡上澤郷内濱原村町屋敷御検地帳」と表題にあるように、町の部分の屋敷検地帳である。

「一番」と「二番」の帳面には、「五冊之内」の記載がある。それらの文字は、他のものとは筆跡や墨の濃さが異なっており、後に追記されたものと思われる。また、「二番」の表紙には、「四冊之内」と記した付箋も貼られている。いずれにしても、「四番」、「五番」などと記された帳面は残されておらず、原本のすべてが所蔵されているわけではないことがわかる。

5冊の写本のうち4冊は、紙などの状態から、比較的新しい印象を受けるものである。この中の3冊は、原本の3冊をそれぞれ写したものであるが、原本の破損、虫損がかなり進んだ段階において書写されたらしく、判読不能の部分は空白とされている。読み誤りや誤記も多く、これらの写本から原本の内容を正しく読み取るのは困難といわざるを得ない。比較的新しくみえる写本のもう1冊は、次に述べる寛文期に成立した写本の一部を、さらに筆写したものである。

最後に取り上げる1冊は、浜原村検地帳の写本のなかで最もとりわけ古色然としたものであるが、末尾に1670（寛文

10）年に作成された写本である旨が注記されている[4]。

厳密にみると、この写本には、前述の慶長検地帳の原本と異なるところが少なくない。まず表紙に記された年号は、同じく「慶長七年」ながら、表題は「邑智郡内上佐波濱原村御検地帳」とされている。記載されている内容も、たとえば、名請人や字名などの表記に、異なる漢字が充てられていたり、一方が平仮名で記されてたりするところが多くみられるほか、記載されている項目自体が若干異なっている。それぞれの冒頭に記載された地筆を例にとってみると、以下のとくである。

【慶長七年 検地帳】

渡しやしき
〔破損〕間 下々畠 廿弐歩 かさやの新四郎
式 間 半

【寛文十年 検地帳写し】

わたしやしき
下々畠 式拾弐歩 かさやノ新四郎
分米壱升四合八勺

このように、慶長検地帳では、字名、土地の豊横間数、地目、反別、名請人名が記載されているのに対して、寛文期の写本では、豊横の間数が省かれ、分米高が記載されている。この点については、寛文期の写本の奥付に記された以下の記述が参考になろう。

右如御引付石付書付事

慶長八季卯九月八日

増嶋左内代 井上 吉兵衛
同 大谷九右衛門
きもいり惣兵衛殿
御百姓中

すなわち、検地の翌年に、分米高が書き加えられた控えが作成されたことがわかる。寛文期の写本はそれを原本として作成されたものであると考えられる。

寛文期の写本に記載された分米高を合計すると、230石1升5合8勺となる。これは、「石見国正保国絵図」や「元禄十年石見銀山領村々覚」等に記載された、17世紀中後期における浜原村の村高230石余とほぼ一致する。このことから、寛文期の写本には、慶長検地の内容が、重大な欠落なく収められているとみてよいと考えられる。

改めて、現存する慶長検地帳と寛文期の写本、それぞれに収められた地筆の記載を比較してみると、耕地に関しては、字小林の「茶畠」（6歩）が写本にのみ記載されているという例を除いてほぼ一致している。前にみたように、慶長検地の「三番」は、町屋敷に関するものであったが、写本には、「町分」の屋敷の分米の合計36石2斗9升8合が記されているのみで、それに相当する具体的な記述はない。一方、写本には「同村屋敷」として、在方に分布する19筆（7反1畝26歩、分米5石7斗4升9合）が記載されているが、現存する慶長検地帳には、これにあたるものはない。

のことから、慶長検地帳の欠落分のうち1冊は、在方の屋敷について記載されたものであったと推測される。

また、寛文期の写本の後ろに、「〔慶〕長七年八月廿三日〔石〕州邑智郡上澤郷内濱原村一年作之山畑御検地帳（〔 〕内はいずれも破損箇所）」と題された簿冊が綴じ付けられていた。これが残りの1冊に相当すると考えれば、慶長7年の検地帳は全部で5冊ということになろう。

以上にみてきたことをふまえ、本稿では、その欠落部分や破損、虫損により判読ができない部分を寛文期の写本で補いつつ、慶長検地帳を基本的な史料として検討をすすめることとする。

3. 浜原の集落景観

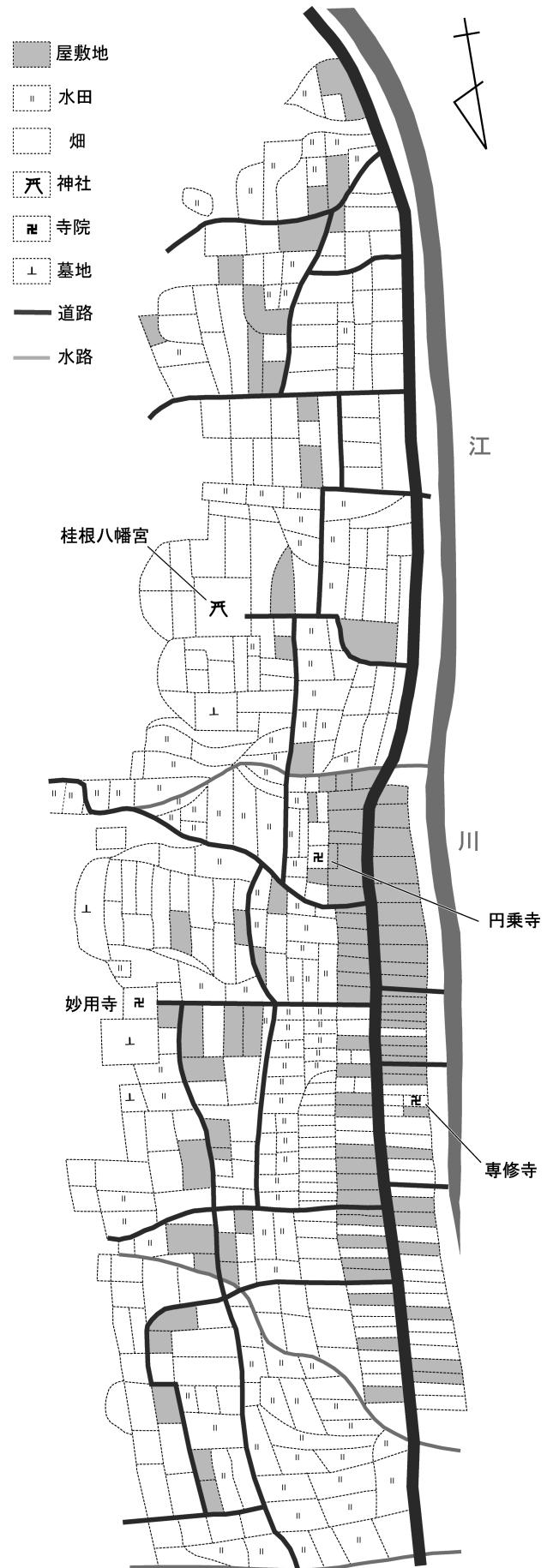
1) 明治初期の絵図にみる浜原集落

ここではまず、明治初期の絵図をもとに作成した第2図によって、江戸末期～明治初期における村の姿を検討することとする。資料としたのは、1874（明治7）年作成の「邑智郡粕淵部濱原村全図」と題された絵図である[5]。この当時の浜原村は、江戸期の浜原村がそのまま明治期の行政村となったもので、その村域は江戸期と同様である[6]。図中に、「明治七甲戌十一月廿三日官員衆御越シ、地券田畠御見分改メ」「明治七年甲戌十二月十一日写」といった記述があり、この絵図が地籍調査に際して作成されたことがわかる。これらのことから、この絵図はいわゆる地租改正地引絵図の写しであると推測される。この時期の地籍調査の展開を反映して、絵図に記されているのは耕地および宅地の部分のみに留まり、山域は含まれていない（以下、この図を「明治7年絵図」と称する）。

第2図によれば、この付近ではほぼ北へ向かって流れている江川に沿って主要道が走り、村域の北方で、その両側に家屋が連なっている様子が見て取れる。上流部より上市、中市、下市と続く浜原の町である。町は、江川の自然堤防上に立地しているとみられる。現在は、町と江川とは、巨大な堤防によって隔てられているが、その比高は小さく、町はしばしば洪水の害を被ってきた。この時期には町の下手には畠地が比較的多くあったことがわかる。また、町の中に円乗寺、専修寺の2カ寺があるが、これらはいずれも17世紀中頃に他村から移転してきた浄土真宗の寺院で、ともに隣村粕淵村（現邑智郡美郷町粕淵）の西原山淨土寺の通寺であった。

村域の東側は、標高200～300mほどの山地である。村域の最南部、江川が大きく東から西へと曲流している辺りでは、浜原の位置する右岸は江川の攻撃を受けるために堆積が進まず、急崖が迫っている（第1図参照）。江戸期においては、この辺りの旧道は崖の上り下りを強いられる難所となっていた。

三江線が開通し、浜原駅が設置されたのに伴い、村域の南部ではやや東寄りに主要道が付け替えられ、その付近の景観は大きく変わった。現在は、浜原駅周辺の主要道沿いにも家屋が立ち並び、「新町」とよばれる市街地が形成さ



第2図 浜原集落の景観（1874：明治7年）

（美郷町浜原二上家所蔵「邑智郡粕淵部濱原村全図」より作成）

れているが、明治初年には、主要道はほぼ川に沿っており、宅地は主要道から離れて、東寄りの段丘上に分布していた。

村の南東部の山麓には桂根八幡宮が立地している。この神社は、1366（貞治5）年、12世紀末頃に地頭として常陸国から来住し、戦国期にかけて邑智郡を中心に邇摩郡、安濃郡の一部をも領有した佐波氏の当時の当主、行連によって勧請されたとされる[7]。八幡宮の南東の八幡山には、1556（弘治2）年、庶家の佐波越後守興連とその子息にして佐波惣領家を相続した常陸介隆秀によって築かれたと伝えられる八幡城があった。さらに隆秀の子息、越後守恵連（広忠）が1592（天正20）年、備後国五品嶽城（現庄原市東城町）へ移る前にここに拠ったと伝えられる。現在知られている佐波氏の系図にはその名は確認できないが、恵連の弟の秀次という者が、八幡城の麓にあたる小門原に居住したという伝承もある[8]。

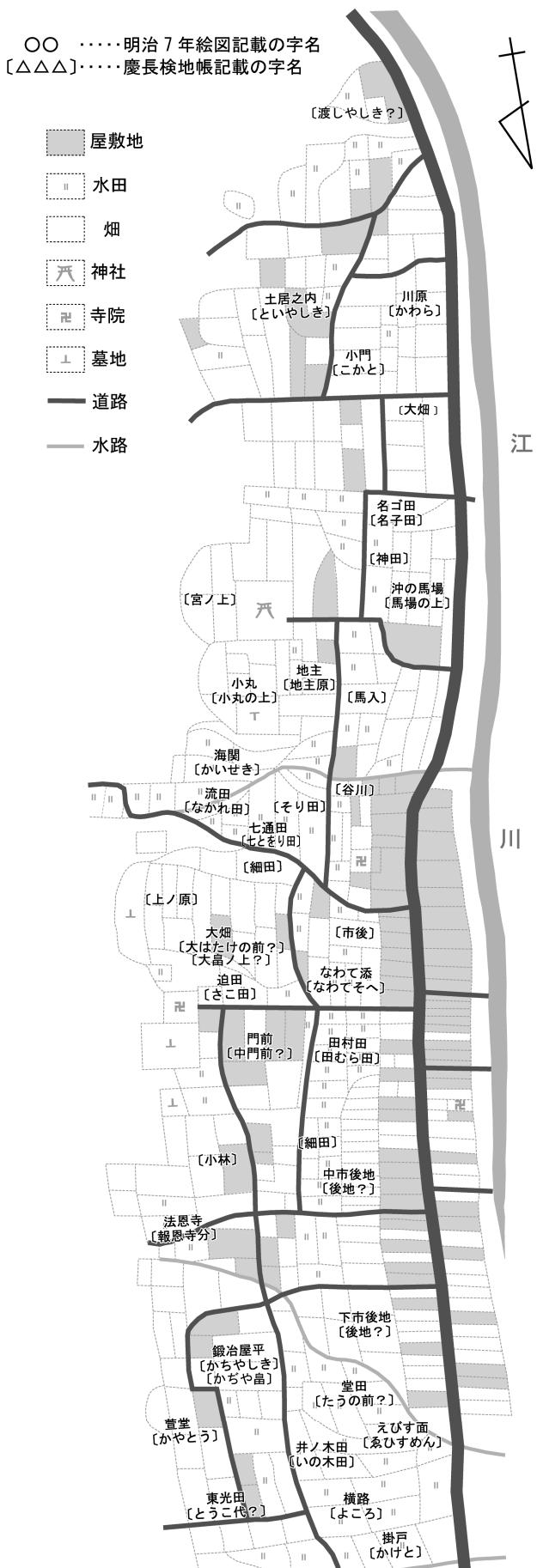
また、村域の中央付近の山際に、臨済宗の古刹、甘露山妙用寺がある。妙用寺は1314（正和3）年、佐波善四郎実連を開基とし、本山東福寺の直山惠流を開山として創建された旨が伝えられている[9]。佐波実連については、出雲国赤穴庄（現飯石郡飯南町赤名）と石見国佐波郷のうち久保村、小原村（ともに現邑智郡美郷町）一部を子息の赤穴備中守常連に譲り渡した際の譲り状の写しが遺されており[10]、少なくともその代までに本領の佐波郷のほか、出雲国の神戸川流域の赤穴庄にまでも勢力を伸ばしていたという事実がわかる。このほかにも、江川流域と神戸川流域を結ぶ沢谷川流域には、雲石国境の赤穴峠に近接して設置された泉山城、佐波家の惣領が数代にわたって居所としたと伝えられる熊見土居、登矢ヶ丸城など、重要な史跡や伝承が集中している[11]。興連や隆秀の時代になると、前述の八幡城が築かれたほか、粕淵と浜原の境の、現在は「龍眼地」と呼ばれる場所に、龍岸寺土居が築かれたとされる。戦国期にあっては、江川の沿岸がより重視されるようになっていたことがうかがわれる。

2) 檜地帳記載地名の分布

第3図は、明治7年絵図および同年の「地券願請反別地価調帳」に記載された字名と慶長検地帳に記載された字名を比較して、その位置を比定した結果を示したものである。検地帳の記載順は必ずしも規則的ではなく、ときに同じ字名と思われる地名が繰り返し登場したところもあるが、全体としては、南から北へ、すなわち川上から川下へと向かうような順で記載されている。

検地帳の先頭に記された「渡しやしき」という字は、現在はみられない地名であるが、集落南部の字「和津」の辺りは、滝原集落へ渡る江川の渡河点であったとされる。このことから、「渡しやしき」は、現在の和津の周辺を指す字名ではなかったかと思われる。

続いて検地帳に記載されている字「こかと（小門）」は、50筆近くもの広い範囲に及んでおり、その一部に「こかととあやしき（小門土居屋敷）」がある。これは、明治7年絵図などにおける字「土居之内」にあたると考えられる。



第3図 浜原集落における検地帳記載地名の分布
(明治7年「邑智郡粕淵部濱原村全図」を基図に、慶長7年濱原村検地帳を資料として作成)

第1表 慶長検地帳に記載された字名

渡しやしき		[] さミ【 [] そはさミ】
こかと	【小門】	すゝミとの ほそ田
こかととひやしき		たうのまへ
こかと		[] ん 【たうてん】
さこた	【追田】	いの木田
なこた		大田内 【大たノ内】
神田		ふたくほ田
はゝかしら		ねこ田
はゝの上	【馬場ノ上】	ふた所田 【二所田】
升くほ	【升窪】	大ミそへ
馬入		大田内 【大田ノ内】
ほそ迫	【細迫】	たてミそへ 【ミそへ】
こしのはら	【 [] の原】	寺田
家の上		ゑひす免 【ゑひすめん】
地主原		榎下 【榎の下】
小丸上	【小丸ノ上】	こしまへ 【こし前】
堤さこ	【堤迫】	[] け [] 【かけと】
宮の上	【宮ノ上】	上かけ 【上かけと】
かいせき		すなこ
かと田口のきれ		ゑひす畠
道の上よころ		柿本
よころ		かぢや畠
とうこ代		うしろ地 【後地】
宮のまへ	【宮前】	そり田
道の下	【道ノ下】	川そへ 【河そへ】
とうこ代		神田
かやとう		七とをり田 【七通田】
こしのまへ	【たうの前】	四とをり田 【四通田】
京との	【 [] ミとの】	はんじゅう田 【番匠田】
報恩寺分		な [] 田 【なかれ田】
かちや分	【かちやしき】	[] 【いて料】
こなう免		河原
小林		かわらの上
ほそ田		ほそ田
はしの下		志ごはし 【ふたはし】
道下		いし原まへ 【石原のまへ】
はうさう田		こんはし 【たん原】
道の上		百まへ
谷かわ	【谷河】	つち取は
はしの下		道下 【道の下】
谷川	【谷河】	畠ヶ田 【はたけ田】
そり田		大畠ヶ前 【同所ノ前】
市のう []	【市ノ後】	は [] 前
大畠まへ	【大はたけの前】	[] の上 【大畠ノ上】
清水上		大畠ヶ
清水尻		大畠ヶの上
市のうしろ	【市ノ後】	上の原
なわてそへ		さこ田
清水尻		清水尻
田むら田		中門前 【なか門前】
寺くほ	【升くほ】	こしまへ 【こし前】
竹下	【竹の下】	いきゝゝ田 【いきゝ田】
ひら畠前	【平畠の前】	との田 【下のた】
[]	【いしはたけ】	まへこはし 【前小林】
藏のうしろ	【藏の後】	前こはし 【前小林】
ほそ田		小林
す [] み []	【すゝミ前】	

(慶長七年「石州邑智郡上澤郷内濱原村御検地帳」各冊により作成)

注1: 検地帳に記載された字名を、記載順に示した。重複する可能性があるものについても、そのままの順にしたがって示した。

注2: [] 内は虫損・破損などのために判読できなかった部分。

注3: 慶長期と異なる例においては、[] 内に寛文期の表記を示した。

石見地域においては、中世の領主の居館があったところに、「土居」や「殿居」といった字名が遺されている例が多い。前述したように、字「小門」の地に、佐波氏の一族とされる秀次という者が居住したという伝承がある。この地が八幡城の麓にあたることを考えてみても、この「土居」は、佐波氏の居館と関連すると考えてよいと思われる。

明治7年絵図においては、「小門中之段」、「小門久兵衛屋敷」など、多数の字に細分化されている。このことから、慶長期以後になって、この地の利用が活性化したことがうかがわれる。また、明治7年絵図には、検地帳における小門の範囲に含まれると思われるところに「家臣」という字名がみられる。慶長検地帳にはこのような字はみられない。土居屋敷に関わる伝承からみても興味深い地名であるが、明治期に至るまでの間に創出された字名ではないかと考えられる。

桂根八幡宮の周囲には、「宮ノ上」、「神田」、「地主原」など、神社に関連するとみられる字名が分布している。八幡宮の参道と主要道が交わる辺りには、「馬入」、「馬場の上」など、馬に関連する字がある。この場所は、谷川を挟んで町のすぐ上手にあたる。浜原の町の町頭には、口番所が設置されていたと伝承されている[12]。このような施設が近接して立地していたことは、浜原と同じく銀山と邑智郡や出雲方面とを結ぶ街道上の町場であった邇摩郡荻原村においても、口番所に近い位置に「伝馬」という字があったことを想起させる[13]。慶長検地にこのような地名がみられることは、当時の物流、交通の中心のひとつとしての浜原町の特性をよく示しているように思われる。そして、八幡城や小門原が、舟運と馬匹による輸送を掌握する重要な位置にあったことをも語っている。

慶長の検地帳には「町」の部分の細かな字名は記載されていないが、「市後」などという字名の存在や、名請人の肩書きに「市庭ノ」とある例があることなどから、慶長期の浜原の町では市が開催されたことがわかる。町の特定の住人に「市庭ノ」などという肩書きが付されていることをみると、当時は町なかの特定の場所で市が開かれていたようにも思われる[14]。「ゑひす免」という字名は、恵比須社の免田があったことを示すと考えられるが、それはこの市と関わるものであったかもしれない。

集落東部、妙用寺の北方には、もう1カ寺、報恩寺という寺院があった。現在は、「法恩寺」という字名に遺るのみであるが、慶長検地の時点では報恩寺は存在しており、しかも少なからぬ土地を名請けしてさえいた[15]。その近辺には、「かちやしき(鍛冶屋敷)」の字があった。慶長検地の時点でのこのような地名があることから、中世期には、この周辺に鍛冶屋が在ったか、あるいはその免田があったことがうかがわれる。邑智郡は中世より鉄生産の中心もあり、慶長期の時点において村内で製鉄業が行われていた可能性もある。また、場所は比定できなかったが、「つち取は(土取場)」という字名の存在も、村に何らかの生産施設があったことをうかがわせて興味深い。「藏のうしろ」も比定することができなかつたが、慶长期の町屋敷検地帳

に記載されている「御藏屋敷」(1 反 1 畝 22 歩)の所在地付近の字であると考えられる。

町の背後に位置する水田の字名は、慶長期以来のものが比較的よく遺されていたといえる。江戸期に入る頃にはすでにそれらの地が、水田として開発されていたことがうかがわれる。

4. 浜原の「町」

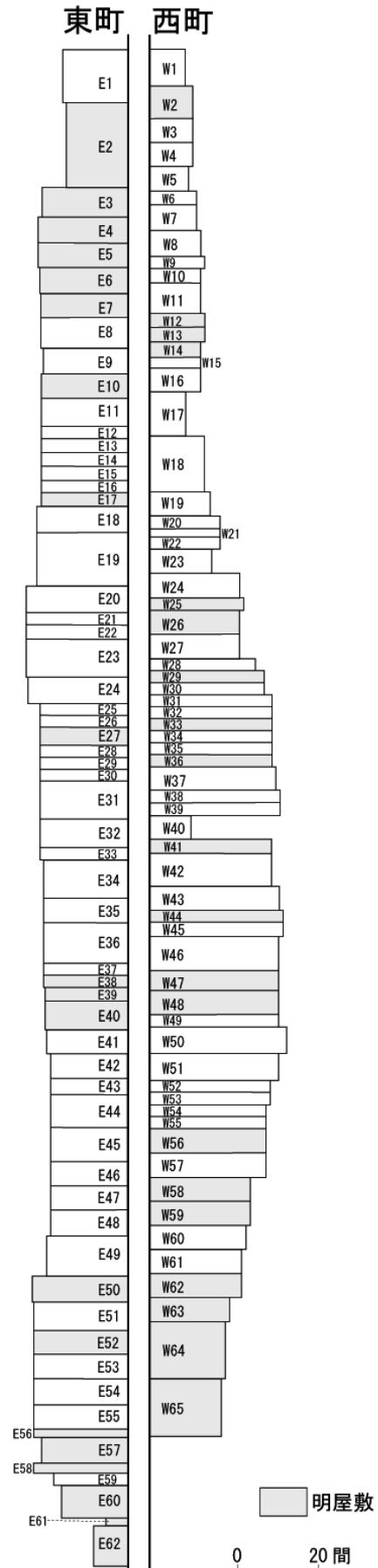
1) 江戸初期の「町」のかたち

第 4 図は、町屋敷検地帳の記載をもとに作成した、浜原の町の模式図である。浜原村の慶長検地帳の原本には、土地の縦横の間数が記載されていた。その数値を参考に、検地帳に記載された順に各地筆を並べたものである。実際の屋敷地の形状は、必ずしも整った矩形ではなかったと思われるし、道筋も直線状ではなかったことも考えられるが、おおよその町のかたちをイメージすることは可能であろう。

町屋敷検地帳は「東町」からはじまり、宗左衛門の明屋敷(第 1 表の W65)より「西町」となる。冒頭に記載された東町の屋敷と、末尾に記された西町の屋敷には、それぞれ「ゑんみやう」という記載がある。原慶三は、それらを町の南側の入り口と捉えている[16]。前述のように、町頭に口番所が置かれていたと伝えられている。その設置は寛永期のことといわれるが、「ゑんみやう」屋敷の存在は、慶長期までに番所に類する施設が設置されていたことを示唆するものである。このことから、町屋敷の検地は、東のもっとも上手から始まって、北へ向かって進められ、町尻で折り返して西町の北から南へと向かい、西町の上手で終えられたと想定した。

検地帳に記載された間口の間数を合計すると、東町が 375 間(約 675m)、西町が 343 間(約 617.4m)となる。實際には、何本か小路があると考えられるため、これより若干長くなるはずであるが、その長さは、地籍図で確認される現在の町の長さと大差ないものである。江戸後期から明治・大正期にかけて、浜原集落は、江川水運と陸上交通の要地として繁栄したことが知られているが、町の範囲は、慶長検地の時点よりほぼ変わらず踏襲されていたことがわかる。400 年以上の月日を経るうちには、町の住人の興廃、度重なる洪水や火災などがあったことを考慮すれば、当然のことといえるが、第 4 図によって知られる慶长期のもの、明治初期のもの、さらには現在の地筆の形状には大きな相違がある。西側の方が、その長さや屋敷地の数は多いにも関わらず、長さは短いということも含めて、町の大まかなかたちには大きな変化はなかったといえる。

第 4 図をさらに詳細にみると、山側の東町の奥行きはほぼ 20 間前後に比較的よく揃っていたことがわかる。これに対して、江川に面する西町の奥行きの長さはきわめて不規則であった。この要因としてすぐに想起されるのは、江川の流路の形状との関連であるが、町頭と町尻に奥行きが短い屋敷地が多いこと、中央部でも「寺屋敷」は奥行きが短いことなどをみると、それぞれの居住者の機能の相違によつ



第 4 図 浜原の「町」模式図

(慶長 7 年浜原村屋敷検地帳より作成)

注：図中の番号は第 2 表に準ずる。

第2表 浜原町屋敷の名請人

No.	豎	横	名	備考	No.	豎	横	名	備考
E1	17	13	源次郎	明屋敷	W1	8	9	五郎左衛門	
E2	16	21	惣左衛門かかへ	明屋敷	W2	10	8	市左衛門	
E3	22	7.5	助三〔郎〕	明屋敷	W3	10	6	了斎	
E4	23	6.5	新〔十郎〕	明屋敷	W4	10	6	〔 〕	
E5	23	6	吉兵衛	明屋敷	W5	9	6	対夢かかへ	
E6	22.5	6.5	助兵衛	明屋敷	W6	11	3.5	弥六左衛門	
E7	22	6	五郎次郎	明屋敷	W7	11	6.5	与十郎・藤次郎	
E8	22	7.5	太郎左衛門		W8	12	6.5	新次郎	
E9	21.5	6.5	惣右衛門		W9	13	3	彦左衛門	
E10	22	6	三郎左衛門	明屋敷	W10	12	3.5	源四郎	
E11	22	7	五兵衛かかへ		W11	12	7.5	〔 〕門	
E12	22	3	助兵衛		W12	13	3.5	〔与右〕衛門	
E13	22	3.5	源次郎		W13	13	3.5	目代	
E14	22	3.5	彦三郎		W14	12	4	彦兵衛	
E15	22	3.5	新三郎		W15	12	2.5	与三次郎	
E16	22	3	次郎五郎		W16	12	6	又四郎	
E17	22	3.5	惣左衛門かかへ	明屋敷	W17	8.5	11	与左衛門	
E18	23	6.5	惣左衛門		W18	13	14	孫左衛門	
E19	23	1.3	宗心		W19	14.5	6	四郎左衛門	
E20	25.5	6.5	惣兵衛		W20	17	3	新左衛門	
E21	25.5	3	小次郎		W21	17	2	〔孫左衛門〕	
E22	25.5	3.5	次郎右衛門		W22	17	3	喜助	
E23	25.5	9.5	新左衛門		W23	15	6	孫左衛門	
E24	25	6.5	弥三兵衛		W24	22	6	太郎右衛門	
E25	22	3	吉兵衛かかへ		W25	23	3	孫右衛門	
E26	22	3	吉右衛門	明屋敷	W26	22	6	吉兵衛	
E27	22	4.5	五兵衛かかへ		W27	22	6	四郎左衛門	
E28	22	3	五郎次郎かかへ		W28	26	3	対夢	
E29	22	3	弥兵衛		W29	28	3	〔 〕兵衛	
E30	22	3	彦右衛門		W30	28	3	太郎右衛門	
E31	22	9.5	目代様		W31	30	3	助四郎	
E32	22	7	五郎次郎		W32	30	3	五郎次郎	
E33	22	3	惣兵衛		W33	30	3	彌三兵衛	
E34	21	9.5	新次郎		W34	30	3	惣右衛門	
E35	21	6	弥三兵衛		W35	30	3	新三郎	
E36	21	10	孫兵衛		W36	30	3	孫四郎	
E37	21	3	又五郎		W37	31	6	又左衛門	
E38	21	3	新四郎	明屋敷	W38	32	3	源右衛門	
E39	20.5	3.5	新四郎	明屋敷	W39	32	3	善五郎	
E40	20.5	6.5	新左衛門	明屋敷	W40	10	6	弥十郎	
E41	20	6	四郎兵衛		W41	30	3.5	市助	
E42	19	6	善兵衛		W42	30	8	光澤寺	
E43	19	4	了〔 〕かかへ		W43	32	6	助次郎	
E44	19	8	吉兵衛		W44	33	3	五郎次郎	
E45	19	8.5	与一郎		W45	33	3.5	弥左衛門	
E46	19	6	与右衛門		W46	32	8	木や	
E47	19	6	彦兵衛		W47	32	5	木や	
E48	19	6.5	彦兵衛かかへ		W48	32	6	五郎兵衛	
E49	20	10	小三郎		W49	32	3	五兵衛	
E50	23.5	6.5	四郎左衛門かかへ	明屋敷	W50	34	6.5	惣左衛門	
E51	23	7	助三郎		W51	32	6.5	次郎右衛門	
E52	23	6	市左衛門	明屋敷	W52	30	3	与介	
E53	23	6	九郎左衛門		W53	30	3	与左衛門	
E54	23	6.5	四郎左衛門かかへ		W54	29	3	市右衛門	
E55	23	6	甚三郎		W55	29	3	遍尔や	
E56	23	2	与右衛門	明屋敷	W56	29	6	新三郎	
E57	21	6.5	三郎右衛門	明屋敷	W57	29	6	小次郎	
E58	23	2.5	弥三郎	明屋敷	W58	25	6	五郎左衛門	
E59	18	3	孫右衛門		W59	25	6	与助	
E60	16	8	孫右衛門	明屋敷	W60	24	6	吉兵衛	
E61	5	2	四郎兵衛	明屋敷	W61	23	6	彦兵衛	
E62	8	10.	彦兵衛かかへ	明屋敷	W62	23	6	孫左衛門	
					W63	20	6	善兵衛	
					W64	19	14	与介	
					W65	18	14	宗兵衛	
								宗左衛門	

(江津市桜江町大貫中村家文書 慶長7年「石州邑智郡上澤郷内濱原村町屋敷御検地帳」より作成)

注：〔 〕の部分は、虫損、破損などのために判読できなかったところ。

た可能性もある。この点については、さらに史料を発掘し、検討することが求められる。「明き屋敷」の多さやその分布、複数の屋敷地を名請けした者について、「かかへ(抱え)」と書き加えられている例とそうでない例が混在しているが、それらにどのような違いがあるかなど、今後のさらなる検討が必要とされる点は少なくない。

間口の広さはさまざまであったが、3間、6間といったように、3の倍数が比較的多い印象がある。あるいは、3間という数字がひとつの基準値になっていたかもしれない。とくに間口の広いものとしては、「目代」四郎左衛門(W18)の14間、源次郎(E1)13間、孫左衛門(W17)11間、又五郎(E36)と小三郎(E41)の10間、「目代様」五郎次郎(E31)と「長」新左衛門(E23)の9間半、明き屋敷であるが、惣左衛門抱(E2)21間、宗兵衛(W64)と宗左衛門(W65)の14間、彦兵衛抱(E62)10間などがある。町の南と北の端の奥行きが短い屋敷地、「目代」、「長」など、肩書きのある者で間口が大きい傾向があるといえる(第2表)。

2) 町の住人

異なる肩書きが付された同名の者を別の者として数えると、検地帳に記された者は97名あった。そのうち町に屋敷を名請けした者は74名(田畠をも名請けした者29名、屋敷のみの名請けした者45名)と大多数を占めている。在方に屋敷を名請けした者は17名あり、うち4名は町屋敷も名請けしていた。在方に屋敷のある者はすべて田畠を名請けしていたが、名請地が田畠のみという者が10名あった。

町の住人にとって、所有地の多寡はそれほど重要な意味を持たないかもしれないが、浜原の町では、多くの土地を名請けしていた者があった(第3表)。なかでも、対夢(W27, W5)は、分米高にして37石5斗余と、村内で最大の土地を名請けしていた。これに次ぐ五兵衛(分米高13石3斗余の土地を所有)も、町の住人であった(W46, W47, E11, E27)。浜原村においては、町屋敷の所有者がきわめて多かったことが影響していると思われるし、時代の相違も考慮せねばならないかもしれないが、筆者が以前に検討した江戸末期から明治初期の蓮郡西田村では、所有耕地が多く、神社の普請に際して多額の奉納をしている者は在方に多かったとの対照的な結果となっている[17]。このことは、双方の町の機能、町の住人の生業のあり方などに相違があったことを示しているように思われる。

17世紀の初頭にまで遡って、町の住人の生業など、その素性について知ることのできる手がかりは十分とはいえないが、以下では、わずかに残された断片的な手がかりに頼って、その一端をうかがうことにしてしまう。

柏淵村の浄土真宗の古刹、西原山浄土寺には、寺請制度施行以前の記録も収められた古い過去帳が遺されている[18]。ここに、浜原村の居住者も数例認められている。もっとも古い事例としては、1636(寛永13)年、「浜原 はいふきや潮九郎右衛門 浄巖 五十才」がある。この九郎右衛門については、浄土寺の檀家の家系について書き留めた別の史料があり(以下、便宜的に「檀家覚書」と称する)[19]、

第3表 浜原村における分米高上位者(1602年)

名	分米高(合)	筆数	屋敷(在方)	町屋敷
対夢	37,580.9	72		2
五兵衛	13,305.5	12		4
甚四郎	12,388.7	17	1	
八幡ノ四郎次郎	11,833.8	21	1	
妙用寺	8,851.3	5	1	
源左衛門	6,942.4	14	2	
孫右衛門	6,503.0	6		3
神主 与右衛門	6,413.5	12		3
市庭の 惣兵衛	5,779.0	3		3(※1)
太郎四郎	5,565.9	20	1	
与七郎	5,485.2	5	1	
報恩寺	5,348.5	20	1	
弥十郎	5,279.7	13	1	1
石田 孫次郎	4,762.9	17	2	
かさや/ 小三郎	4,448.8	9		1
肝煎 惣兵衛	4,038.0	4		3(※1)
かさや/ 惣右衛門	3,891.1	8		4(※2)
六左衛門	3,837.3	7		
助三郎	3,760.8	4	1	2
彦三郎	3,212.8	14	1	1

(中村家文書「慶長7年検地帳」一番、二番、三番、および寛文の写本により作成)

※1:「惣兵衛」の名で名請されている町屋敷は3カ所あるが、検地帳には、「市庭」「肝煎」「かさや」の肩書きのある者と肩書きのない者の計4名がある。

※2:「惣右衛門」の名で名請されている町屋敷は4カ所あるが、検地帳には、「かさや」「おさ」の肩書きのある者2名がある。

そこには、「九郎右衛門は銀山より濱原へ引越、はいふき両替など仕り候故、はいふきやと申候」と記されている。慶長検地帳に九郎右衛門の名は記載されていないが、1636年に50歳で没していることを考えると、検地がおこなわれてから、それほど降らない時期に銀山から浜原へ移住したと思われる。少なくともその頃の浜原の町では、両替商が必要とされるほど、盛んに商取引がおこなわれていたことがうかがわれる。

このほかにも、1637(寛永14)年「浜原村 大工与助はい」、1642(寛永19)年「浜原村 かちや太郎左衛門」、1650(慶安3)年「浜原村 魚屋三郎兵衛 教了」など、職種を示すと思われる肩書きを有した者があり、江戸初期にこうした職業を営んだ者が居住していたことを知ることができる。

検地帳に記された肩書きで、職種を示すものは多くはない。その少ない例として、「こうや(紺屋?) 新三郎」「遍尔や(紅屋?) 新三郎」がある。肩書きではなく、名請人の名として「木や」とのみ記された例もあった。また、職種を指すのか、地名を指すのか明らかではないが、「かさや」の肩書きが付されている例が複数みられた。「かさやの新四郎」、「かさやの小三郎」、「かさやの惣兵衛」、「かさやの惣右衛門」である。これらはいずれも町屋敷検地帳に名がみられる者であるが、肩書きが記されていたのは在方の帳面であった。

検地の案内人は、村の指導的立場にあった人物が務めた例が多い。浜原村の在方の検地における案内人、惣兵衛と孫七郎のうち、孫七郎は屋敷を名請けしていなかったが、惣兵衛、あるいは宗兵衛の名で名請けされた屋敷は町方に3カ所あった。第4図のE20、E32の2カ所が「惣兵衛」、W64が「宗兵衛」である。町屋敷検地帳には肩書きは記されていないが、在方の帳面に記載された「惣兵衛」には、「かさやノ」、「きもいり」、「市庭ノ」という3種の肩書きが付されていた。肩書きからみて、検地の案内人を務めたのは「きもいり」の屋号を持つ者がふさわしいように思われるが、最も多くの名請地を有したのは、「市庭」惣兵衛であった[20]。

町屋敷検地では、この2名とは別に、四郎左衛門、彦兵衛の2名が案内人を勤めている。町屋敷検地帳では、両名ともに「目代」の肩書きが付されている。目代の肩書きがある者には、もう1名、五郎次郎があった。これらはいずれも複数の屋敷地を名請けしており、相応の経済力を有していたことがうかがわれる。「目代」の肩書きは、彼らが名請けしたすべての屋敷に記されていたわけではなかった。肩書きが記されている屋敷の位置を、実際の居所と想定すると、四郎左衛門はW18、五郎次郎はE31、彦兵衛はE47（W13にも「目代」の肩書きがあるが「明き屋敷」である）と、特定の場所に偏ることなく分散している。前述のように、後世に用いられた上市、中市、下市などの呼称は慶長期にはまだ用いられていなかつた可能性が高いが、このような分布からは、それぞれの目代が町の上手、中央、下手に分散して配置されていたようにみえる。「目代」のほかに、町の指導的役割を果たしたと考えられる者として、「長」の肩書きがあるものもあった。E23の新左衛門、E45の与一郎である。目代と同様、屋敷の間口は広く、分散して配置されていた。

目代の彦兵衛は、浄土寺の「檀家覚書」に、浜原灰吹屋潮九郎右衛門の妻の父として記載されていた千原彦兵衛にあたると思われる[21]。その記述によれば、「千原氏は本氏吉川、長門国より濱原へ懸落仕候由、其名を隠、千原と申候由」とある。現在、浜原上市にある浄土真宗寺院円乗寺の由緒では、野井村（現大田市）にあった法光坊という寺院が、4世祐専（1653：承応2年没）の代に、浜原村の千原治兵衛の請いによって移転してきたとされているが[22]、「檀家覚書」に、「彦兵衛、其子彦兵衛、其子次兵衛とあり、この次兵衛がそれに相当する人物であると推測される。そうだとすれば、この家は寺院を引いてくることができるだけの資力や立場を有していたことになる。

また、江戸期に数代が浜原村の庄屋を務めた杉野家も、多少ではあるが、毛利氏との関わりがあつたらしい。浄土寺の「血脉譜」に、「久木原一句は芸州毛利家侍也、此の寺に至る、桂氏也、杉原を称す、（中略）、杉原の庶流一句に随遂して当寺に至、老人に依り一生此の寺に過ごす、子孫浜原に至り居住、杉野九右衛門、其子九右衛門、子善右衛門、子権右衛門、分流有り」という記載がある[23]。やや迂遠なつながりではあるが、毛利氏配下の杉原氏の庶流に杉野氏があり、その子孫が浜原に居住したという。

浄土寺の史料における千原氏や杉野氏に関する記述が果たして正確な事実を伝えているかについては、考慮する余地があるが、1556（弘治2）年頃より佐波氏が毛利氏に服属したこと、石見銀山の確保や尼子氏対策のために、雲石の境界付近に位置し、水陸の交通の要地でもあった浜原が毛利氏にとっても重要な地であったことを考えれば、毛利家、吉川家につながる者が浜原周辺に来住し、後に定住して町の指導層を形成したというようなことは十分にあり得ることのように思われる。町の規模や重要性からみれば、佐波氏の退去後の浜原町に、温泉津町や西田町と同様に、毛利氏の奉行衆が置かれたとしても不自然ではないようにさえ思われる[24]。

さて、毛利氏の石見銀山支配時代における諸役銀について記された「子歳石見國銀山諸役請納書」（1600：慶長5年）に、「佐波より銀山迄駄賃役」銀100枚の請人として、「坂根五郎兵衛、貝屋四郎左衛門、其外組有」という記載がある[25]。町屋敷検地における案内人のひとりで目代でもあった四郎左衛門は、ここに記された貝屋四郎左衛門であったと推測される。妙用寺の過去帳には、1637（寛永14）年9月14日没の四郎兵衛が、貝屋（武野姓）の先祖として記載されている[26]。さらに、この過去帳には、貝屋武野家の元祖として、西蕃対夢居士（1619：元和5年5月7日）という名が記されている。検地帳に記載された「対夢」は、この人物に相当するものと考えられる。

前述のように、対夢は浜原村でもっと多くの田畠を所持していたが、その多くは字「小門」に集中していた。「小門」の土地は、「といやしき」も含めて、すべて対夢によって名請けされていた。対夢の俗名は知られていないが、佐波氏による支配時代の要地を受け継いでいることから、佐波氏と何らかの関わりがあった人物であったと思われる。佐波家の子孫としては、浜原の佐川家、九日市村（現美郷町）の佐和家など、その旨が伝えられる家がほんに数家知られているが、それらと貝屋武野家の関係は知られていない。いずれにせよ、貝屋は佐波郷と銀山を結ぶ物資輸送において重要な役割を果たし、佐波氏や毛利氏によって重く用いられた存在であり、浜原の町における指導的な立場の一翼を担っていたと考えられる。

妙用寺の住持のご教示によれば、対夢は火災で失われた、以前の本堂を建立した人物と伝えられているとのことで、過去帳にも「妙用寺中興の人」という注記がある。明治7年絵図によれば、妙用寺と町を結ぶ道は上市、中市の東町側の境となっている。検地帳の字名「なわてそへ」があり、明治7年絵図によれば、その字はこの道に沿う水田に付されたものであった。現在、この道に特定の呼称はないというが、こうしたことからみて、少なくとも慶長期頃には、この道は「縄手」あるいは「縄手道」と称されていたことが推測される。そして、多少の変容はあったとしても、その位置までは現在までの間に大きく変わってはいないと考えられる。そこで、町頭からこの道までの距離を計測し、第4図にあてはめてみると、それはE14とE15の間辺りに相当することになる。そうすると、西町においては、ちょ

うどその道の正面には目代四郎兵衛の屋敷(W18)が位置することになる。第4図はあくまでも模式図であり、東町と西町の町頭の位置は、必ずしも図のとおりではなかったと思われるため、多少のずれはあると考えねばならないが、W18は14間の間口があり、よほどどのずれがなければ、妙用寺に至る道は、四郎左衛門の屋敷のほぼ正面から発することなる。妙用寺と貝屋との関係を考慮すれば、興味深い位置関係とはいえないだろうか。

おわりに

本稿では、慶長期の検地帳を主たる資料として、浜原集落の江戸前期における景観と社会構成について検討してきた。ここで明らかになったことのうち、とくに重要なことをまとめておこう。

浜原集落の南東部に位置する八幡城の麓に領主の居宅を示す「土居」があり、その周辺に「渡し屋敷」や「馬場」に関わる地名が分布していたことなどから、ここが水陸の交通を管理する要地であったことが確認された。

慶長期の町屋敷検地帳から復原した町の模式図から、当時の町の規模が、現在まではほぼ踏襲されていることがわかった。東町の奥行きがよく揃うなど、ある程度計画に基づいた町建てがなされていたことがうかがわれるが、広狭さまざまな間口や奥行きの屋敷地が混在していたことからは、身分や職種による住人の住み分けはおこなわれていなかつたことが推測される。伝承や他の史料から、佐波氏や毛利氏などの縁があることを由緒にもち、町の目代などを務めるなど、村の指導的立場にあった者、鍛冶屋、大工や魚屋といった職人、商人が町に居住していたことがわかった。

このように、さまざまな社会層が混住していた町のすがたは、やや後に建設された、大森町(現大田市大森町)を想起させるものである。本稿における復原が妥当であるとすれば、地役人や山師、商人等が混在した大森町のあり方は、鉱山町の特質というよりは、中近世移行期のこの地域における、ある程度の規模の町場に共通する姿であったという可能性もある。

町場の規模に関しては、浜原の町は、銀山と温泉津を結ぶ物資輸送の要地として知られる西田の町よりも大きいものであった。浜原では、村の指導的立場にあり、相対的に多くの土地を所有した者が、町に多く居住していたのに対して、西田では、そうした層は在方に居住した例が多かつた、という点も、両者では異なっていた。その理由については、歴史的背景や町の果たした機能の相違など、多面的な検討が必要であろう。

今回の検討においても、これまでと同様に、明治初期の絵図を利用したが、町の規模や基本的なパターン、地名などの慶長期の状況が、そこにはかなりよく遺されていることを確認することができた。江戸初期にまで遡ることのできる史料が遺されている村は決して多くはないが、それらについては、明治初期の時点の復原である程度補うことができると考えられる。

本稿では、浜原における商取引の実態については検討することができなかった。中近世移行期、江戸初期について知ることのできるような史料を発掘するのは困難であるが、江戸中後期以降の史料を収集し、本稿における成果を活かしつつ読み込むことなどを通じて、今後とも考えていきたい。

付記

現地での調査にあたっては、美郷町教育委員会、石見銀山資料館、美郷町浜原の小野博之氏、妙用寺御住職の井下慈海氏はじめ多くの方々に数々のご便宜をおはかりいただき、ご教示を賜りました。記して感謝申し上げます。

なお、本研究は、平成22年度～24年度科研費補助金「中近世移行期における石見銀山開発に伴う地域形成」の研究成果の一部である。

注および参考文献

- [1] 原田洋一郎 (2010) : 石見銀山周辺における「町」を持つ村に関する基礎的研究、東京都立産業技術高等専門学校研究紀要第4号, pp. 91–100.
- [2] 川村博忠 (2006) : 豊臣政権下毛利氏領国時代の石見国絵図—その内容と作成目的、歴史地理学48-5, pp. 30–44.
- [3] 中村家は江戸期に「西田屋」の屋号で鉄商売を営んだ家であった。18世紀半ば以降、浜原村にも別家「西田屋」を出している。同家の史料には、その別家のものも多く含まれていることから、浜原村の検地帳が同家に伝存しているのもその関係によるものである可能性もある。また、その理由は不明ながら、同家には石見銀山御料大森代官所に所蔵されていたとみられる一群の古文書が所蔵されている。浜原村のほかにも、邑智郡大貫村、邑智郡湯谷村、邑智郡大林村、邇摩郡波積本郷村など、複数の村のものが含まれている検地帳類も、本来は大森代官所に所蔵されていたことも十分に考えられる。

[4] この写本の末尾には次のように記されている。

「右者九日市組濱原村御検地帳少も無相違書写、御帳指上ヶ申候、若相違之儀御座候者何時も罷出者〔“埒”の誤りか〕明可申上候、仍如件

寛文拾年戊

濱原村 庄屋 平兵衛 ㊞

頭百姓 甚右衛門 ㊞

同 久兵衛 ㊞」

[5] 美郷町浜原 二上家文書。今回は、小野博之氏の撮影による写真版を参照した。

[6] 1889(明治22)年の市町村制施行後には、浜原村、滝原村、信喜村、亀村、高山村、川戸村が合併して浜原村となり、1955(昭和30)年の邑智町成立まで存続した。

[7] 邑智町企画課編 (1978) : 『邑智町誌 上巻』, p. 552.

[8] 美郷町藤原昊氏のご教示による。

[9] 前掲[7], p. 622.

[10]中川(赤穴家)家文書 正平九年 (赤穴常連譲り状) ほか.

ここでは、山口県文書館編(1968)：『萩藩閥閥録 第二巻』, p. 32 を参照した。

[11]本稿では、佐波氏の事跡について以下の諸論考に学ぶところが多かった、

藤岡大拙(1970)：赤穴氏について－惣領佐波氏との関係を中心にして、『小葉田淳教授退官記念国史論集』, pp. 483-498.

三上鎮博(1978)：「中世」，邑智町誌編纂委員会編『邑智町誌』。

[12]森脇太一編(1937)：『邑智郡誌』，邑智郡役所, p. 1159 には、浜原宿の「番所」は「町の上の端にありて河荷・陸荷の運搬に運上を徵収して居た。」とある。

[13]前掲[1], p. 94.

[14]少なくとも慶長検地帳には、現在のような「上市」、「中市」、「下市」の区分はみられない。因みに、1798(寛政10)年の新田検地帳には、「東上市」、「西下市」などの字名が記載されている。これらの新田はいずれも上畠であった。こうした字名は、主要道に面したいわゆる町の部分以外ではなく、明治7年の時点でも町なかに畠地が確認できることからみて、町なかの屋敷地が畠地化したものと考えられる。

[15]邑智町企画課編(1978)：『邑智町誌 下巻』p. 666.

[16]原慶三(2004)：市と被差別民、服部英雄編『中世景観の復原と民衆像－史料としての地名論－』，花書房, p. 142.

[17]前掲[1], p. 99.

[18]美郷町粕淵浄土寺文書 過去帳

[19]美郷町粕淵浄土寺文書 表題なし。内容は、主立った檀家の系譜について記したものである。

[20]惣兵衛は、本文中にるように、肩書きの異なる3名があったが、「惣兵衛」という名の者が名請けした屋敷地は、第3図のE20, E32の2ヶ所のみであった。「宗兵衛」という者の屋敷地が1ヶ所あるが、検地帳では空き屋敷となっている(W64)。

[21]前掲[19].

[22]前掲[12], p. 1155.

[23]浄土寺文書、「浄土寺血脉譜」。

浄土寺10世明正の嫡女が久木原一句に嫁いでいる故を以て、同寺の血脉譜に杉原家の系譜が記載されている。その子息、杉原五兵衛は、大坂の陣に際して松平出羽守に仕えて松江に居住したということも、ここには記されている。

[24]一次史料による確認はできなかったが、前掲[7], p. 772に、「君谷は天正十七年以降、佐波郷は文禄元年以降ともに出羽氏、佐波氏との関係を失い、直接浜田在番の元春次男繁沢元氏の支配下に置かれることとなったのである。」とある。それが事実であれば、その配下の者が浜原の町に駐在した可能性は十分にあるであろう。

[25]吉岡家文書 慶長5年11月「子歳石見国銀山諸役銀請納書」

[26]筆者は以前、ここに記された貝屋の屋号が、現在、美郷町粕淵や石原集落に集中してみられる「貝谷」姓に関連があると推測し、「佐波ヨリ銀山迄」のルートを「仁万から大国を通って銀山へ至る道筋」とする説に異議を唱えたことがある(前掲[1], p. 93)。

この度、貝屋が浜原町の住人であることがわかつて、「貝谷」姓の分布を根拠とした点については適當ではなかったと認めねばならないが、ルートに関する推測はより強化されたと考えよいと思われる。「五郎兵衛」の名は、浜原村の検地帳に記載されていないが、「其外組有」との記述もあるから、四郎左衛門以外にも浜原の町に石見銀山と佐波郷を結ぶ物資輸送に携わった者があつた可能性はある。